

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
堺支援学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。					検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	兵庫県神戸市、淡路市及び洲本市	令和 5 年 5 月 1 日	10, 582 円	令和 5 年 6 月 30 日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 6 年11月14日）